



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目 次

### 条例

- 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 8
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）…………… 1 1
- 大和高田市手数料条例の一部を改正する条例（法務情報課）…………… 2 4
- 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保育課）…………… 1 7
- 大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例（介護保険課）…………… 1 8
- 大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例（営繕住宅課）…………… 1 9

### 規則

- 会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則（人事課）…………… 1 9
- 大和高田市会計規則の一部を改正する規則（会計課）…………… 3 5
- 大和高田市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則（健康増進課）…………… 3 6
- 大和高田市都市計画公聴会規則（都市計画課）…………… 3 7
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 3 8
- 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則（都市計画課）…………… 3 8
- 短期譲渡所得土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則（ 〃 ）…………… 3 9

### 告示

- 大和高田市立幼稚園一時預かり実施要綱（学校教育課）…………… 4 0
- 放置自転車等の移動、保管（生活安全課）…………… 4 2
- 6月市議会定例会の招集（財政課）…………… 4 3
- 引取りのない自転車等の処分（生活安全課）…………… 4 3
- 大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示（学校教育課）…………… 4 3
- 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）等の公表（財政課）…………… 4 4
- 公示送達（税務課）…………… 5 0
- 収納事務委託の告示（文化振興課）…………… 5 0
- 住民票の職権消除（市民課）…………… 5 1
- 公示送達（収納対策室）…………… 5 1
- 公示送達（収納対策室）…………… 5 2
- 大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱の一部を改正する告示（産業振興課）…………… 5 2
- 財政状況の公表（財政課）…………… 5 2

### 公告

- 土庫小学校屋上防水改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）…………… 5 3
- 磐園小学校2階普通教室改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）…………… 5 5

○浮孔小学校非常放送設備改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	57
○大和高田都市公園施設長寿命化計画更新業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	60
○大和高田市立病院物品管理業務委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（市立病院管理課）	63
○大和高田市総合公園管理事務所棟等解体工事設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	64
○特殊建築物定期調査業務（市内8小学校、3中学校、公立2認定こども園及び6保育所）及び建築設備定期検査業務（市内公立2認定こども園及び6保育所）に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	66
○中間サーバコネクタ構築に伴う機器リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	69
○WSUS等サーバ構築に伴う機器リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	71
○公売公告（収納対策室）	74
○松塚地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	78
○大和高田市立病院バス停改修工事に関する条件付き一般競争入札公告に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	81
○都市計画区域の変更原案に係る公聴会の開催に関する公告（ 〃 ）	83
○大和高田市立総合体育館建替検討業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	84
○令和2年度大和高田市職員採用試験（医療職）の実施に関する公告（ 〃 ）	86
<b>教育委員会</b>	
○大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（学校教育課）	89
○教育委員会3月臨時委員会の招集（教育総務課）	90
○教育委員会4月臨時委員会の招集（ 〃 ）	90
○教育委員会4月定例委員会の招集（ 〃 ）	90
○教育委員会4月臨時委員会の招集（ 〃 ）	91
○教育委員会5月定例委員会の招集（ 〃 ）	91
○大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示（ 〃 ）	91
○教育委員会6月定例委員会の招集（ 〃 ）	91
<b>選挙管理委員会</b>	
○大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分1等（選挙管理委員会事務局）	92
○選挙管理委員会の招集（ 〃 ）	92
<b>農業委員会</b>	
○農業委員会7月定例会（農業委員会事務局）	92
<b>公営事業</b>	
○水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	93
○水道事業指定給水装置工事事業者の指定（ 〃 ）	93
○高5枝栄町地内管渠工事（4）・給配水管移設工事（G04）・配水管布設替工事（S04）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	93
○高5枝東中2丁目地内管渠工事（2）・給配水管移設工事（G02）・配水管布設替工事（S05）に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	96
○敷枝築山地内管渠工事（13）・給配水管移設工事（G13）に関する条件付き一般	

競争入札公告( )	99
○築枝築山地内管渠工事(51)に関する条件付き一般競争入札公告( )	102
○敷枝大谷地内管渠工事(7)・給配水管移設工事(G07)に関する条件付き一般競争入札公告( )	104
○高6枝南陽町・曾大根2丁目地内管渠工事(9)・給配水管移設工事(G09)に関する条件付き一般競争入札公告( )	107
○高6枝中三倉堂2丁目地内管渠工事(14)・給配水管移設工事(G14)( )	110
<b>原稿誤り</b>	
○令和2年6月10日付け大和高田市公報第377号	113

**公布された条例のあらまし****◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例**

## 1 理由

地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

## 2 内容

- 1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴う改正（第1条による改正 第12条及び第19条関係）

婚姻歴の有無による不公平及び男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平を解消するため、令和3年度以後の各年度分の個人の市民税について、それまでの寡夫控除を廃止し、新たにひとり親控除を創設するとともに、所得控除及び非課税措置に関する規定を改めます。

- 2 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（第1条、第2条による改正 第86条の2関係）

国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とします。※令和2年10月から2回に分けて段階的に実施

- 3 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例（第1条による改正 附則第18条の17関係）

個人が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合において、放棄払戻請求権相当額又は特定放棄払戻請求権相当額については、寄附金税額控除の適用ができることとします。

- 4 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例（第1条による改正附則第18条の18関係）

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず住宅借入金等特別税額控除の入居期限要件を満たせない場合でも、代わりに要件を満たすことで期限内に入居したのと同様の減税措置が適用されることとします。

- 5 国税における連結納税制度の見直しに伴う改正（第2条による改正 第40条、第41条及び第42条関係）

国税における連結納税制度の見直しに伴い、法人市民税について所要の改正を行うこととします。

- 6 その他所要の規定の整備

## 3 施行期日

令和2年10月1日、令和3年1月1日、令和3年10月1日及び令和4年4月1日

**◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

## 1 理由

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）を踏まえ、本市における感染症の影響を受け収入が減少している被保険者の生活支援を目的とした国民健康保険税の減免を行うため、所要の規定を整備するものです。

## 2 内容

新型コロナウイルス感染症により、国民健康保険の被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、若しくは重篤な傷病を負った場合又は新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険の被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合は、納期限到来後の国民健康保険税についても減免の申請ができることとします。（附則第14項及び第15項関係）

## 3 施行期日

公布の日（令和2年2月1日から適用）

### ◇大和高田市手数料条例の一部を改正する条例

#### 1 理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴う制度の創設及び廃止に係る改正を行うほか、所要の改正を行うものです。

#### 2 内容

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により通知カードの交付制度が廃止されたことを受け、通知カードの再交付に係る項目を削ります。（別表5の項関係）
- 2 手数料を徴収する事務及び根拠法令の明確化を行います。（別表新5の項関係）
- 3 住民基本台帳法の一部改正により住民票の除票の写し及び附票の除票の写しの交付が制度化されたことを受け、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付並びに戸籍の附票の除票の写しの交付に係る項目を追加します。（別表新8の項、別表新9の項及び別表新18の項関係）
- 4 その他所要の改正

#### 3 施行期日

公布の日

### ◇大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

#### 1 理由

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」において示された対応方針を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）において市町村が従うべき基準が改正されたことに伴い、本市条例の関係する規定について所要の整備を行うものです。

#### 2 内容

- 1 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条による改正）
  - (1) 家庭的保育事業者等が次のいずれかの要件を満たす場合には、当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して当該家庭的保育事業者等に確保することが求められている卒園後の受入先確保のための連携施設における教育又は保育の提供に関する規定の適用を除外できることとします。（第6条関係）
    - ア 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
    - イ 家庭的保育事業者等による条例第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
  - (2) 居宅訪問型保育事業者が保育を提供する対象として定める要件に「保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を追加します。（第37条関係）
- 2 大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の

一部改正（第2条による改正）

(1) 特定地域型保育事業者が次のいずれかの要件を満たす場合には、当該特定地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して当該特定地域型保育事業者に確保することが求められている卒園後の受入先確保のための連携施設における教育又は保育の提供に関する規定の適用を除外できることとします。（第42条関係）

ア 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

イ 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

3 施行期日  
公布の日

◇大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

1 理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、消費税率10%への引上げに合わせて実施している低所得者の介護保険料軽減強化について、令和2年度の軽減額を定めるほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて経済的に困窮する世帯を対象とした保険料を減免するため、規定の整備を行うものです。

2 内容

1 介護保険料第1段階から第3段階までの介護保険料を次のとおり軽減します。（第4条関係）

区分	改正前	改正後
第1段階	26,880円	21,480円
第2段階	44,760円	35,760円
第3段階	51,960円	50,160円

2 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合若しくは新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合は、納期限到来後の介護保険料についても減免の申請ができることとします。（附則第9条関係）

3 施行期日

公布の日（内容1については令和2年4月1日から、内容2については 令和2年2月1日から適用）

◇大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例

1 理由

「公営住宅管理標準条例（案）について」の改正について（平成30年3月30日国住備第505号）の通知を受け、市営住宅の入居者の公募における例外事由を新たに追加する改正を行うものです。

2 内容

市営住宅の入居者を公募しなくてもよい事項について、①既存入居者の同居者の人数に増減があったこと及び②既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことに限っていましたが、これに③その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居するこ

とが適切と判断できる場合を追加します。

3 施行期日

公布の日

**条 例****条例第22号**

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例  
(大和高田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第19条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第27条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第86条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第86条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第5条の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第18条の17 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第18条の18 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用について



は、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附則第29条中「第61条」を「第63条」に改める。

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第9条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第9条の2中「及び第4項」を削り、「閏年」を「<sup>じゅん</sup>閏年」に改める。

第11条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第15条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第15条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第40条第10項から第12項まで」を「第40条第9項から第16項まで」に改める。

第15条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第40条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第41条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人

が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第42条第4項から第6項までを削る。

第86条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。  
附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中大和高田市税賦課徴収条例第12条第1項第2号、第19条及び第27条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第5条の2第1項、第10条、第10条の2第18項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定、同条例附則第18条の16の次に2条を加える改正規定並びに同条例第29条の改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

（2） 第2条中大和高田市税賦課徴収条例第86条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日

（3） 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日  
（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第12条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第19条及び第27条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第27条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第11条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「3号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が3号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連

結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

## 条例第23号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第24条の見出し中「保険税」を「国民健康保険税」に改め、同条中「納税者」を「納税義務者」に、「納期限までに、特別徴収の方法により保険税」を「普通徴収の方法により国民健康保険税が徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(国民健康保険税の減免の特例)

14 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(令和2年1月以前分の国民健康保険税のうち、国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため同年2月1日以降に納期限が定められているものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかの要件に該当する者は、第24条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のいずれにも該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

15 前項の場合における第24条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

（経過措置）

- この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**条例第24号**

大和高田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市手数料条例の一部を改正する条例

大和高田市手数料条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	事務	名称	手数料の金額
1	固定資産税の課税に関する証明書の交付	固定資産税の課税に関する証明書交付手数料	1枚につき 300円
2	市民税の課税に関する証明書の交付	市民税の課税に関する証明書交付手数料	1枚につき 300円 ただし、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）により交付する場合 1枚につき 200円
3	地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の告示事項に係る証明	認可地縁団体告示事項証明手数料	300円
4	大和高田市認可地縁団体印鑑条例（平成6年条例第1号）第7条第2項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料	300円
5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個	個人番号カード再交付手数料	1件につき 800円

	人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「政令」という。)第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カード返納後の再交付(政令第14条第2号、第3号、第5号、第6号又は第9号に該当して個人番号カードが失効した場合に限る。)		
6	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	1通につき 300円 ただし、多機能端末機により交付する場合 1通につき 200円
7	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票記載事項の証明	住民票記載事項証明手数料	1通につき 300円
8	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく除票の写しの交付	除票の写し交付手数料	1通につき 300円
9	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく除票に記載をした事項に関する証明書の交付	除票に記載した事項に関する証明手数料	1通につき 300円
10	住民基本台帳法第11条第1項又は第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳を閲覧に供する事務	住民基本台帳閲覧手数料	1件につき 300円
11	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項	戸籍謄抄本等交付手数料	1通につき 450円

	の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付			
12	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第120条第1項の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき	350円
13	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除籍謄抄本等交付手数料	1通につき	750円
14	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第120条第1項の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき	450円
15	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明手数料	1通につき ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いるとき 1通につき	350円       1,400円
16	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書その他の書類の閲覧手数料	書類1件につき	350円
17	住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300円

	規定に基づく戸籍の附票の写しの交付			
18	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき	300円
19	身分に関する証明	身分に関する証明手数料	1通につき	300円
20	大和高田市印鑑条例第14条第1項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	1通につき ただし、多機能端末機により交付する場合 1通につき	300円 200円
21	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査	自動車臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円
22	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	犬の登録手数料	1頭につき	3,000円
23	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	狂犬病予防注射済票交付手数料		550円
24	狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	犬の鑑札の再交付手数料		1,600円
25	狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料		340円
26	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条第3項の規定に基づく登録票の交付	登録票の交付手数料		3,400円
27	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定に基づく登録の有効期間の更新	登録票の更新手数料		3,400円
28	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第6項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録票の再交付	登録票の再交付手数料		3,400円

29	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	86,000円
30	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100㎡以下のとき 6,200円 100㎡を超え500㎡以下のとき 8,600円 500㎡を超え2,000㎡以下のとき 13,000円 2,000㎡を超え10,000㎡以下のとき 35,000円 10,000㎡を超えるとき 43,000円
31	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1,300円
32	奈良県屋外広告物条例(昭和35年奈良県条例第17号)に基づく屋外広告物の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	ア 屋上広告物又はこれを掲出する物件、軒下広告物又はこれを掲出する物件、塀及び垣広告物又はこれを掲出する物件、広告塔及び建植広告物又はこれらを掲出する物件 1個の広さ5㎡までごとにつき 1,500円 イ 電柱広告物(突き出し広告又は巻付け広告) 1件5個までごとにつき 1,000円 ウ アーチ広告物 1個の広さ5㎡までごとにつき 1,500円 エ 気球広告物又はこれを掲出する物件 1個につき 1,000円 オ 広告幕(懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等)又はこれを掲出する物件 1個につき 500円



			カ 立看板 1件5個までごとにつき 1,000円
			キ はり札 1件5個までごとにつき 500円
			ク はり紙 1件100枚までごとにつき 500円
33	行政不服審査法第38条第4項、第78条第4項及びこれらの規定を準用する法令の規定による交付	審査請求関係提出書類等の写しの交付手数料	複写機等により日本産業規格B5判からA3判までの用紙を用いて作成する場合 (白黒) 1枚につき 10円 (カラー) 1枚につき 50円 ただし、両面に複写し、又は出力したものについては、片面ごとに1枚とする。
34	公簿、公文書若しくは図面の謄本又は抄本の交付	公簿、公文書若しくは図面の謄本又は抄本の交付手数料	1枚につき 300円
35	公簿、公文書又は図面の閲覧に係る事務	公簿、公文書又は図面の閲覧手数料	300円
36	その他の証明	その他の証明手数料	300円

備考 32の項の屋外広告物許可申請手数料における1件とは、形状、大きさ、意匠等同一のもので一括申請されたものをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第25号

大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」を「前項（第2号に該当する場合に限る。）」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

（大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

（2） 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」を「前項（第2号に係る部分に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例第26号

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

大和高田市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度」に、「26,880円」を「21,480円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度」に、「44,760円」を「35,760円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度」に、「51,960円」を「50,160円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（保険料の減免の特例）

第9条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第10条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第2項から第4項までの規定は令和2年4月1日から、改正後の附則第9条の規定は令和2年2月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 条例第27号

大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例

大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「若しくは」を「又は」に、「により、市長」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

## 規則第9号

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則を次のように定める。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号。以下「条例」という。）第4条の3の規定に基づき、会計年度任用職員に支給する給料及び基本報酬の額の決定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(号給の決定の基準)

第3条 第2号会計年度任用職員となった者の号給は、その者が適用を受ける給料表の別ごとに、別表第1の各表に掲げる職種の区分に応じ、当該各表に定める職務の級における当該各表の基

礎号給とする。

(経験年数を有する者の号給)

第4条 第2号会計年度任用職員となった者のうち、経験年数(当該第2号会計年度任用職員となった日の属する年度の初日の前日におけるその者の経歴のうち、その者が当該第2号会計年度任用職員の職務と同種の職務に従事した年数をいう。以下同じ。)を有する者の号給は、前条の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に2(初期研修医師にあつては、12)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

2 前項の規定による号給の号数が別表第1に掲げるその者の属する職種の区分に対応する同表の上限号給の号数を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給は、当該上限号給とする。

(基本報酬の額の算定)

第5条 条例第4条の3第2項の規定に基づき第1号会計年度任用職員の基本報酬の額を月額、日額又は時間額として算定する場合には、当該基本報酬の額は、次の各号に掲げる基本報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額として算定する基本報酬 基準月額(条例第4条の3第2項に規定する基準月額をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。)に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た額を乗じて得た額

(2) 日額として算定する基本報酬 基準月額を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額

(3) 時間額として算定する基本報酬 基準月額を21で除して得た額を7.75で除して得た額

(勤務時間が極めて短い場合等における基本報酬の額)

第6条 条例第4条の3第3項の1週間当たりの勤務時間が市長が規則で定める時間に満たないことその他の市長が規則で定める事由は、次の各号のいずれかの事由とする。

(1) 当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が20時間に満たないこと。

(2) 前号の事由に準ずるものとして任命権者が認める事由

2 条例第4条の3第3項に規定する市長が規則で定める基準は、別表第2の各表に掲げる職種の区分に応じ、その者が当該各表の標題に掲げる給料表の適用を受けるものとした場合における当該各表に定める職務の級における当該各表の号給に応じた額を基準月額とみなして前条の規定により得た額を、その者の基本報酬の額とすることとする。

(特殊の技術、経験等を必要とする職に係る基本報酬の額の基準)

第7条 条例第4条の3第4項の規定に基づき特殊の技術、経験等を必要とする職に任用される会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、別表第3に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める給料又は基本報酬の額とする。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し、必要な事項は任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(号給の決定に関する経過措置)

2 令和2年4月1日から令和8年3月31日までの間、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)附則第1条本文に規定する施行の日(以下「法施行日」という。)の前日において職員として任用されていた者が法施行日に会計年度任用職員と

して任用された場合で、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2の規定が法施行日の前日に施行されていたとしたならばその者が法施行日の前日に任用されていた職は同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職（その者が法施行日の前日に任用されていた職の職務と同種の職務であるものに限る。）であるときにおける当該会計年度任用職員（法施行日の前日から引き続いて任用される者に限る。）に対する別表第1の規定の適用（条例第4条の3第2項の規定により第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるものとして同条第1項の規定を適用する場合を含む。次項において同じ。）については、同表に定める基礎号給及び上限号給は、次の表に掲げる職種及びその者が任用される会計年度の区分に応じ、同表に定める基礎号給及び上限号給とする。

会計年度 職種	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	備考
	基礎号給 及び上限 号給	基礎号給 及び上限 号給	基礎号給 及び上限 号給	基礎号給 及び上限 号給	基礎号給 及び上限 号給	基礎号給 及び上限 号給	
一般事務	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	
交通指導員	9号給	11号給	13号給	13号給	13号給	13号給	
青少年会館指導員	9号給	11号給	13号給	13号給	13号給	13号給	
ボランティア コーディネーター	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	
就労支援相談員	9号給	11号給	13号給	13号給	13号給	13号給	
社会教育指導員	9号給	11号給	13号給	13号給	13号給	13号給	
児童ホーム指導員	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	
教育活動補助員	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	
スクールサポート スタッフ	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	
社会福祉士	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	市立病院 に勤務する者を除く。
手話通訳者	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	

福祉住環境コーディネーター	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	
施設管理員	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	
子育て支援指導員	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	幼稚園教諭免許、保育士資格その他これらに相当するものとして市長が認める資格免許を有する者以外の者
	18号給	20号給	22号給	22号給	22号給	22号給	幼稚園教諭免許、保育士資格その他これらに相当するものとして市長が認める資格免許を有する者
児童福祉相談員	9号給	11号給	13号給	13号給	13号給	13号給	児童福祉支援員以外の者
児童福祉支援員	18号給	20号給	22号給	22号給	22号給	22号給	
ケースワーカー	18号給	20号給	22号給	22号給	22号給	22号給	
アートマネージャー	16号給	18号給	20号給	22号給	22号給	22号給	
栄養士	6号給	8号給	10号給	12号給	13号給	13号給	管理栄養士の免許を有する者以外の者

	23号給	25号給	27号給	27号給	27号給	27号給	管理栄養士の免許を有し、行政職給料表の適用を受ける者
訪問介護員	23号給	25号給	27号給	27号給	27号給	27号給	
適応指導教室指導員及び教育アドバイザー	25号給	27号給	29号給	31号給	31号給	31号給	
若者支援指導員	25号給	27号給	29号給	31号給	31号給	31号給	
幼稚園講師、保育士及び保育教諭	31号給	33号給	35号給	35号給	35号給	35号給	クラス担任又はクラス担任に相当する職務を命ぜられる者以外の者
	39号給	41号給	43号給	43号給	43号給	43号給	クラス担任又はクラス担任に相当する職務を命ぜられる者
准看護師	23号給	25号給	27号給	27号給	27号給	27号給	行政職給料表の適用を受ける者に限る。
看護師	34号給	36号給	38号給	38号給	38号給	38号給	行政職給料表の適用を受ける者
視能訓練士	34号給	36号給	38号給	38号給	38号給	38号給	行政職給料表の適用を受ける者

消費生活相談員	43号給	45号給	47号給	47号給	47号給	47号給	
警察連携支援員	49号給	51号給	53号給	53号給	53号給	53号給	
乳児家庭全戸訪問従事者	52号給	54号給	56号給	56号給	56号給	56号給	
保健師	52号給	54号給	56号給	56号給	56号給	56号給	
助産師	52号給	54号給	56号給	56号給	56号給	56号給	行政職給料表の適用を受ける者
歯科衛生士	52号給	54号給	56号給	56号給	56号給	56号給	
ケアマネージャー	52号給	54号給	56号給	56号給	56号給	56号給	
介護認定調査員	52号給	54号給	56号給	56号給	56号給	56号給	
医科医療事務管理士	52号給	54号給	56号給	56号給	56号給	56号給	
発掘作業員	16号給	18号給	20号給	22号給	22号給	22号給	
発掘作業補助員	5号給	7号給	9号給	11号給	13号給	13号給	
発掘品整理作業員	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	
給食調理員	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	市立病院に勤務する者を除く。
学校用務員(校務員)	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	
クリーンセンター技能員	1号給	3号給	5号給	7号給	9号給	11号給	トラックスケール計量業務に従事する者
	9号給	11号給	13号給	13号給	13号給	13号給	工場作業に従事する者



							る者
	16号給	18号給	20号給	20号給	20号給	20号給	収集作業に従事する者
営繕技能職員	7号給	9号給	11号給	13号給	13号給	13号給	
社会福祉士	18号給	20号給	22号給	22号給	22号給	22号給	市立病院に勤務する者
給食調理員	22号給	24号給	26号給	26号給	26号給	26号給	市立病院に勤務する者
看護助手	22号給	24号給	26号給	26号給	26号給	26号給	
診療情報管理士	32号給	34号給	36号給	36号給	36号給	36号給	
高等学校実習助手	15号給	17号給	19号給	21号給	23号給	25号給	
高等学校講師	30号給	32号給	34号給	36号給	37号給	37号給	
スクールアドバイザー	11号給	13号給	15号給	17号給	19号給	21号給	
適応指導教室専任教員	47号給	49号給	51号給	53号給	55号給	57号給	
小学校講師	22号給	24号給	26号給	28号給	30号給	32号給	
初期研修医師	1号給	1号給	1号給	1号給	1号給	1号給	研修1年目の者
	13号給	13号給	13号給	13号給	13号給	13号給	研修2年目の者
管理栄養士	28号給	30号給	32号給	32号給	32号給	32号給	医療職給料表の適用を受ける者
臨床検査技師	79号給	81号給	83号給	83号給	83号給	83号給	
診療放射線技師	79号給	81号給	83号給	83号給	83号給	83号給	
臨床工学技士	79号給	81号給	83号給	83号給	83号給	83号給	

理学療法士	79号給	81号給	83号給	83号給	83号給	83号給	
作業療法士	79号給	81号給	83号給	83号給	83号給	83号給	
視能訓練士	79号給	81号給	83号給	83号給	83号給	83号給	医療職給料表の適用を受ける者
言語聴覚士	79号給	81号給	83号給	83号給	83号給	83号給	
薬剤師	83号給	85号給	85号給	85号給	85号給	85号給	
准看護師	82号給	84号給	86号給	86号給	86号給	86号給	医療職給料表の適用を受ける者
看護師	86号給	88号給	90号給	90号給	90号給	90号給	医療職給料表の適用を受ける者
助産師	88号給	90号給	92号給	92号給	92号給	92号給	医療職給料表の適用を受ける者
看護学校教員	88号給	90号給	92号給	92号給	92号給	92号給	

3 令和2年4月1日から令和8年3月31日までの間、会計年度任用職員（前項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する別表第1の規定の適用については、同表に定める上限号給は、前項の表に掲げる職種及びその者が任用される会計年度の区分に応じ、同表に定める上限号給とする。この場合において、同表中「基礎号給及び上限号給」とあるのは「上限号給」とする。

別表第1（第3条関係）

(1) 行政職給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員の職務の級、基礎号給及び上限号給

職種	職務の級	基礎号給	上限号給	備考
一般事務	1級	1号給	13号給	
交通指導員	1級	1号給	13号給	
青少年会館指導員	1級	1号給	13号給	
ボランティアコーディネーター	1級	1号給	13号給	
就労支援相談員	1級	1号給	13号給	

社会教育指導員	1級	1号給	13号給	
児童ホーム指導員	1級	1号給	13号給	
教育活動補助員	1級	1号給	13号給	
スクールサポートスタッフ	1級	1号給	13号給	
社会福祉士	1級	1号給	13号給	市立病院に勤務する者を除く。
手話通訳者	1級	1号給	13号給	
福祉住環境コーディネーター	1級	1号給	13号給	
施設管理員	1級	1号給	13号給	開錠、施錠その他施設の管理を伴う事務を常態として行う者
子育て支援指導員	1級	1号給	13号給	大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成21年告示第43号）第5条に規定する職員のうち幼稚園教諭免許、保育士資格その他これらに相当するものとして市長が認める資格免許を有するもの以外の者
	1級	10号給	22号給	大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱第5条に規定する職員のうち幼稚園教諭免許、保育士資格その他これらに相当するものとして市長が認める資格免許を有するもの
児童福祉相談員	1級	1号給	13号給	大和高田市家庭児童相談室設置規則（平成17年規則第43号）第4条第1項第2号に掲げ

				る者のうち児童福祉支援員以外のもの
児童福祉支援員	1級	10号給	22号給	大和高田市家庭児童相談室設置規則第5条に規定する者
ケースワーカー	1級	10号給	22号給	
アートマネージャー	1級	10号給	22号給	
栄養士	1級	1号給	13号給	管理栄養士の免許を有する者以外の者
	1級	15号給	27号給	管理栄養士の免許を有する者
訪問介護員	1級	15号給	27号給	
適応指導教室指導員及び教育アドバイザー	1級	19号給	31号給	
若者支援指導員	1級	19号給	31号給	
幼稚園講師、保育士及び保育教諭	1級	23号給	35号給	クラス担任又はクラス担任に相当する職務を命ぜられる者以外の者
	1級	31号給	43号給	クラス担任又はクラス担任に相当する職務を命ぜられる者
准看護師	1級	15号給	27号給	
看護師	1級	26号給	38号給	
視能訓練士	1級	26号給	38号給	
消費生活相談員	2級	35号給	47号給	大和高田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年条例第15号）第4条に掲げる者
警察連携支援員	2級	41号給	53号給	

乳児家庭全戸訪問従事者	1級	44号給	56号給	大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱（平成22年告示第51号）第4条に規定する者
保健師	1級	44号給	56号給	
助産師	1級	44号給	56号給	
歯科衛生士	1級	44号給	56号給	
ケアマネージャー	1級	44号給	56号給	
介護認定調査員	1級	44号給	56号給	
医科医療事務管理士	1級	44号給	56号給	
発掘作業員	1級	10号給	22号給	
発掘作業補助員	1級	1号給	13号給	
発掘品整理作業員	1級	1号給	13号給	
給食調理員	1級	1号給	13号給	市立病院に勤務する者を除く。
学校用務員（校務員）	1級	1号給	13号給	
クリーンセンター技能員	1級	1号給	13号給	トラックスケール計量業務に従事する者
	1級	1号給	13号給	工場作業に従事する者
	1級	8号給	20号給	収集作業に従事する者
営繕技能職員	1級	1号給	13号給	
社会福祉士	1級	10号給	22号給	市立病院に勤務する者
給食調理員	1級	14号給	26号給	市立病院に勤務する者
看護助手	1級	14号給	26号給	
診療情報管理士	1級	24号給	36号給	

(2) 教育職給料表(1)の適用を受ける第2号会計年度任用職員の職務の級、基礎号給及

び上限号給

職種	職務の級	基礎号給	上限号給	備考
高等学校実習助手	1級	13号給	25号給	
高等学校講師	1級	25号給	37号給	

(3) 教育職給料表(2)の適用を受ける第2号会計年度任用職員の職務の級、基礎号給及び上限号給

職種	職務の級	基礎号給	上限号給	備考
スクールアドバイザー	1級	9号給	21号給	
適応指導教室専任教員	1級	45号給	57号給	
小学校講師	1級	20号給	32号給	

(4) 医療職給料表(1)の適用を受ける第2号会計年度任用職員の職務の級、基礎号給及び上限号給

職種	職務の級	基礎号給	上限号給	備考
初期研修医師	1級	1号給	1号給	研修1年目の者
	1級	13号給	13号給	研修2年目の者

(5) 医療職給料表(2)の適用を受ける第2号会計年度任用職員の職務の級、基礎号給及び上限号給

職種	職務の級	基礎号給	上限号給	備考
管理栄養士	1級	20号給	32号給	
臨床検査技師	1級	71号給	83号給	
診療放射線技師	1級	71号給	83号給	
臨床工学技士	1級	71号給	83号給	
理学療法士	1級	71号給	83号給	
作業療法士	1級	71号給	83号給	
視能訓練士	1級	71号給	83号給	
言語聴覚士	1級	71号給	83号給	
薬剤師	1級	73号給	85号給	

(6) 医療職給料表(3)の適用を受ける第2号会計年度任用職員の職務の級、基礎号給及び上限号給

職種	職務の級	基礎号給	上限号給	備考

准看護師	1級	74号給	86号給	
看護師	1級	78号給	90号給	
助産師	1級	80号給	92号給	
看護学校教員	1級	80号給	92号給	

別表第2（第6条関係）

（1）行政職給料表の適用を受けるものとした場合における第1号会計年度任用職員の職務の級及び号給

職種	職務の級	号給	備考
一般事務	1級	1号給	
交通指導員	1級	1号給	
青少年会館指導員	1級	1号給	
ボランティアコーディネーター	1級	1号給	
就労支援相談員	1級	1号給	
社会教育指導員	1級	1号給	
児童ホーム指導員	1級	1号給	
教育活動補助員	1級	1号給	
スクールサポートスタッフ	1級	1号給	
社会福祉士	1級	1号給	市立病院に勤務する者を除く。
手話通訳者	1級	1号給	
福祉住環境コーディネーター	1級	1号給	
施設管理員	1級	1号給	開錠、施錠その他施設の管理を伴う事務を常態として行う者
子育て支援指導員	1級	1号給	大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱第5条に規定する職員のうち幼稚園教諭免許、保育士資格その他これらに相当するものとして市長が認め

			る資格免許を有するもの以外の者
	1級	11号給	大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱第5条に規定する職員のうち幼稚園教諭免許、保育士資格その他これらに相当するものとして市長が認める資格免許を有するもの
児童福祉相談員	1級	1号給	大和高田市家庭児童相談室設置規則第4条第1項第2号に掲げる者のうち児童福祉支援員以外のもの
児童福祉支援員	1級	11号給	大和高田市家庭児童相談室設置規則第5条に規定する者
ケースワーカー	1級	11号給	
アートマネージャー	1級	25号給	
栄養士	1級	19号給	管理栄養士の免許を有する者以外の者
	1級	32号給	管理栄養士の免許を有する者
訪問介護員	1級	32号給	
適応指導教室指導員及び教育アドバイザー	1級	34号給	
若者支援指導員	1級	34号給	
幼稚園講師、保育士及び保育教諭	1級	31号給	
准看護師	1級	32号給	
看護師	1級	51号給	
視能訓練士	1級	51号給	
乳児家庭全戸訪問従事者	1級	84号給	大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱第4条に規定する者



保健師	1級	84号給	
助産師	1級	84号給	
歯科衛生士	1級	84号給	
ケアマネージャー	1級	84号給	
介護認定調査員	1級	84号給	
医科医療事務管理士	1級	84号給	
消費生活相談員	2級	44号給	大和高田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例第4条に掲げる者
高等学校クラブ活動指導員	2級	125号給	
発掘作業員	1級	19号給	
発掘作業補助員	1級	19号給	
発掘品整理作業員	1級	1号給	
給食調理員	1級	1号給	調理師の免許を有する者以外の者（市立病院に勤務する者を除く。）
	1級	6号給	調理師の免許を有する者（市立病院に勤務する者を除く。）
学校用務員（校務員）	1級	1号給	
クリーンセンター技能員	1級	1号給	トラックスケール計量業務に従事する者
	1級	13号給	工場作業に従事する者
	1級	22号給	収集作業に従事する者
営繕技能職員	1級	19号給	
社会福祉士	1級	18号給	市立病院に勤務する者
給食調理員	1級	22号給	市立病院に勤務する者
看護助手	1級	22号給	
診療情報管理士	1級	32号給	

(2) 教育職給料表(1)の適用を受けるものとした場合における第1号会計年度任用職員

の職務の級及び号給

職種	職務の級	号給	備考
高等学校実習助手	1級	109号給	
高等学校講師	2級	97号給	

(3) 教育職給料表(2)の適用を受けるものとした場合における第1号会計年度任用職員の職務の級及び号給

職種	職務の級	号給	備考
スクールアドバイザー	1級	9号給	
適応指導教室専任教員	1級	45号給	
小学校講師	2級	121号給	
中学校講師	2級	121号給	

(4) 医療職給料表(1)の適用を受けるものとした場合における第1号会計年度任用職員の職務の級及び号給

職種	職務の級	号給	備考
初期研修医師	1級	1号給	研修1年目の者
	1級	13号給	研修2年目の者

(5) 医療職給料表(2)の適用を受けるものとした場合における第1号会計年度任用職員の職務の級及び号給

職種	職務の級	号給	備考
管理栄養士	1級	28号給	
臨床検査技師	1級	79号給	
診療放射線技師	1級	79号給	
臨床工学技士	1級	79号給	
理学療法士	1級	79号給	
作業療法士	1級	79号給	
視能訓練士	1級	79号給	
言語聴覚士	1級	79号給	
薬剤師	1級	83号給	

(6) 医療職給料表(3)の適用を受けるものとした場合における第1号会計年度任用職員の職務の級及び号給

職種	職務の級	号給	備考
准看護師	1級	82号給	
看護師	1級	86号給	
助産師	1級	88号給	
看護学校教員	1級	88号給	

別表第3（第7条関係）

職種	給料又は基本報酬の額	備考
市立病院の医師（初期研修医師を除く。）	時間額20,000円	
臨床心理士	時間額4,680円	保健センター及び適応指導教室において心理相談業務又は発達相談業務（健診時相談を除く。）に従事する者
	時間額2,600円	健診業務に従事する者
健康運動指導士	時間額2,840円	

**規則第20号**

大和高田市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市会計規則の一部を改正する規則

大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「で現金払が必要なもの」を削り、同号を同項第5号とし、同項第7号中「で現金払が必要なもの」を削り、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項に次の1号を加える。

（9） 使用料、手数料、賃借料及び物資の購入に要する経費

第44条の次に次の1条を加える。

（前金払）

第44条の2 令第163条第8号の規定により、前金払をすることができるものは、次に掲げる経費とする。

（1） 使用料、賃借料、保管料及び保険料

（2） 土地及び家屋の買収代金

別表第1中

「

会計課	現金（証券を含む。）の出納（小切手の振出しを含む。）及び保管 物品の出納及び保管	
-----	---	--

	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管		」を
改革推進局	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管		
「			
改革推進局	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管		」に、
「			
企画広報課	ふるさと応援寄附金の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管		」を
「			
企画創生課	ふるさと応援寄附金の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管		」に、「天
広報広聴課	所管に係る収入の出納 所管に係る物品の出納・保管		

満診療所係長」を「天満診療所事務長」に改める。

附 則  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**規則第24号**

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則  
大和高田市健康診査等負担金徴収規則（平成17年規則第18号）の一部を次のように改正する。  
第4条中ただし書を削る。

附則第2項を次のように改める。

（令和2年度における負担金の免除に関する特例）

2 市長は、令和2年度において実施する子宮頸がん検診、乳がん検診及び肝炎ウイルス検診の受診者が当該年度において次に掲げる区分に該当する場合は、第4条の規定にかかわらず、負担金を免除する。

- (1) 子宮頸がん検診 21歳に達する者
  - (2) 乳がん検診 41歳に達する者
  - (3) 肝炎ウイルス検診 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳又は65歳に達する者
- 別表中「子宮がん検診」を「子宮頸がん検診」に、

「

肝炎ウイルス検診	個別検診	400円
----------	------	------

2歳児歯科健診フッ素塗布	集団健診	500円
」を		
「		
肝炎ウイルス検診	個別検診	400円
胃がん検診	個別検診	4,600円
2歳児歯科健診フッ素塗布	集団健診	500円
」に改める。		
附 則		
この規則は、公布の日から施行する。		

**規則第28号**

大和高田市都市計画公聴会規則を次のように定める。

令和2年6月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市都市計画公聴会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき市長が開催する公聴会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の21日前までに、次に掲げる事項を公告する。

- (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 意見を聴こうとする都市計画の案の概要
  - (3) 次条に規定する公述の申出方法及び期限
- (公述の申出)

第3条 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 都市計画の案に係る利害関係人

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日の10日前までに、次に掲げる事項を記載した書面により、市長に申し出なければならない。

- (1) 氏名、住所、生年月日及び連絡先（法人にあっては、事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名並びに当該法人を代表して公述する者の氏名）
  - (2) 利害関係人にある場合は、利害関係の内容
  - (3) 述べようとする意見の要旨及びその理由
- (公述人の選定等)

第4条 市長は、前条の規定による公述の申出をした者のうちから公述人を選定する。

2 市長は、前項の規定に関わらず、必要と認めるときは、前条の規定により公述の申出をした者以外の者で学識経験を有するものを公述人として指名することができる。

3 市長は、前2項の規定により公述人を選定し、又は指名したときは、その旨を公聴会の開催期日の2日前までに本人に通知する。

(公聴会の議長)

第5条 公聴会は、市長又は市の職員のうちから市長が指名する者が議長となり、これを主宰する。

(公述人の陳述等)

第6条 公述人は、意見を述べようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 公述人は、第3条第2項第3号の意見の要旨の範囲を超えて意見を述べてはならない。
- 3 議長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公述人の意見を述べることができる時間を制限することができる。
- 4 議長は、公述人が第2項に規定する範囲を超えて意見を述べたとき、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場させることができる。

(公聴会の質疑)

第7条 議長は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議長に対して質疑することができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(公聴会の秩序維持)

第8条 議長は、公聴会における秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録の作成)

第9条 公聴会については、記録を作成しなければならない。

- 2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- (1) 都市計画案の概要
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名、住所、生年月日及び連絡先
- (4) 公述人の陳述の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

(補則)

第10条 この規則で定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 規則第29号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月1日

大和高田市長 堀内 大造

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の9の項中「7月から9月」を「6月から10月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 規則第30号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月18日

大和高田市長 堀内 大造

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則(平成13年規則第6号)を次のように改正する。

第1条中「26号」を「第26号」に、「及び第63条第3項第7号イ」を「、第63条第3項第7号イ及び第68条の6第3項第7号イ」に改める。

第2条第1項中「及び第63条第3項第7号イ」を「、第63条第3項第7号イ又は第68条の6

9第3項第7号イ」に改める。

第4条の見出し中「説明書」を「証明書」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

様式第1号中

「	〔	第28条の4第3項第7号イ	〕	を	「	〔	第28条の4第3項第7号イ	〕	に改める。
		第63条第3項第7号イ					第63条第3項第7号イ		
			〕				第68条の69第3項第7号イ	〕	

様式第2号中

「	〔	第28条の4第3項第7号イ	〕	を	「	〔	第28条の4第3項第7号イ	〕	に改める。
		第63条第3項第7号イ					第63条第3項第7号イ		
			〕				第68条の69第3項第7号イ	〕	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**規則第31号**

短期譲渡所得土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月18日

大和高田市長 堀内 大造

短期譲渡所得土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

短期譲渡所得土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則（平成13年規則第7号）を次のように改正する。

第1条中「及び第63条第3項第7号ロ」を「、第63条第3項第7号ロ及び第68条の69第3項第7号ロ」に改める。

第2条第1項中「又は第63条第3項第7号ロ」を「、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」に改め、同条第2項第4号中「第4項」の次に「若しくは第6条の2第1項」を加え、同項第5号中「第5項」の次に「若しくは第7条の2第5項」を加え、同項第8号中「その他」を「並びに」に改める。

第3条第1項中「又は第63条第3項第7号ロ」を「、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」に改め、同条第2項第1号中「第5項」の次に「若しくは第7条の2第5項」を加える。

様式第1号中

「	〔	第28条の4第3項第7号ロ	〕	を	「	〔	第28条の4第3項第7号ロ	〕	に改め、備考
		第31条の2第2項第15号ニ					第31条の2第2項第15号ニ		
		第62条の3第4項第15号ニ					第62条の3第4項第15号ニ		
		第63条第3項第7号ロ	〕				第63条第3項第7号ロ	〕	
			〕				第68条の69第3項第7号ロ	〕	

6中「又は第63条第3項第7号ロ」を「、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」に改め、備考8中「の副本」を削る。

様式第2号中

「〔 第28条の4第3項第7号ロ  
第31条の2第2項第15号ニ  
第62条の3第4項第15号ニ  
第63条第3項第7号ロ  
〕」を 「〔 第28条の4第3項第7号ロ  
第31条の2第2項第15号ニ  
第62条の3第4項第15号ニ  
第63条第3項第7号ロ  
第68条の6第3項第7号ロ  
〕」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第60号

大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に在籍する幼児に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「預かり保育」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 預かり保育を利用することができる者は、預かり保育を実施する幼稚園に在籍する園児の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由に該当する保護者
- (2) 園児の兄弟姉妹の授業参観又は懇談会等の学校行事に出席する保護者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に理由があると認める保護者

(実施日及び実施時間)

第3条 預かり保育を実施する日は、月曜日から金曜日までとし、大和高田市立学校の管理運営に関する規則（平成13年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第3条第1号、第2号、第6号及び第7号の規定による休業日は、実施しない。

2 預かり保育を実施する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 幼稚園の教育課程に係る教育時間又は幼稚園行事等の終了後において実施するもの 当該教育時間又は幼稚園行事等の終了後から午後5時まで
- (2) 規則第3条第1項第3号から第5号までの規定による休業日において実施するもの 午前9時から午後5時まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、実施日及び実施時間を変更することができる。

(利用定員)

第4条 預かり保育の利用定員は、1日当たり15人とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(費用負担)

第5条 預かり保育を利用する保護者は、当該利用に要する費用として預かり保育料を負担しなければならない。

2 預かり保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 幼稚園の教育課程に係る教育時間又は幼稚園行事等の終了後において実施するもの 1人



につき1日300円

(2) 規則第3条第3号から第5号の規定による休業日において実施するものであって、利用時間が4時間以下のもの 1人につき1日400円

(3) 規則第3条第3号から第5号の規定による休業日において実施するものであって、利用時間が4時間を超えるもの 1人につき1日800円

(登録の申込み等)

第6条 預かり保育の利用を希望する保護者は、大和高田市立幼稚園預かり保育利用登録申込書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を確認し、登録の可否を大和高田市立幼稚園預かり保育利用登録承諾（不承諾）通知書（様式第2号）により当該申込みをした保護者に通知する。

3 第1項の登録の有効期間は、当該登録を受けた日から卒園又は退園する日までとする。

4 第1項の規定による登録を受けた園児の保護者は、登録した内容に変更が生じたときは、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

(利用の申込み)

第7条 前条第1項の規定による登録を受けた保護者であって、預かり保育を利用しようとするものは、利用を希望する日の10日前までに市長に利用の申込みをしなければならない。ただし、保護者に緊急やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育の利用を制限することができる。

(1) 第4条の利用定員を超過するとき。

(2) その他預かり保育の運営上支障があると認められるとき。

(解除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を解除することができる。

(1) 登録を受けた保護者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 保護者が偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

(3) その他預かり保育の実施が不相当であると認められるとき。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

大和高田市立幼稚園預かり保育利用登録申込書

申込者 住 所

氏 名

印

電話番号

預かり保育の利用の登録について、以下のとおり申し込みします。

園 児 氏 名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日			

健康状態				
送迎者	氏名		園児との続柄	
緊急連絡先	氏名		電話番号	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

大和高田市立幼稚園預かり保育利用登録承諾（不承諾）決定通知書

大和高田市長 印

申込みのありました預かり保育の利用の登録について、次のとおり決定します。

- 1 園児氏名
- 2 利用登録 承諾 ・ 不承諾（理由： ）
- 3 有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで

告示第98号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和2年6月2日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため
- 2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量  
(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和2年5月8日	3									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和2年5月1日	大和高田市幸町地内	1	
令和2年5月7日	大和高田市三和町地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下  
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第99号

令和2年6月12日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和2年6月5日

大和高田市長 堀内 大造

告示第100号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和2年6月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下  
大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和2年9月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年3月1日から令和2年3月31日までの間

告示第101号

大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月18日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱（令和2年告示第60号）の一部を次のように改正する。附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和2年度における費用負担の特例）

- 2 令和2年度における第5条第2項第2号の適用については、同号中「300円」とあるのは「200円」とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

**告示第102号**

令和2年6月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和2年6月18日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）
- 2 令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和2年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和2年度大和高田市病院事業会計補正予算（第2号）
- 5 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度大和高田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,410,600千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

**第1表 歳入歳出予算補正**

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		11,310,014	189,914	11,499,928
	1. 国庫負担金	4,213,788	22,193	4,235,981
	2. 国庫補助金	7,050,782	167,721	7,218,503

16. 県支出金		1,617,389	11,296	1,628,685
	1. 県負担金	1,200,959	11,096	1,212,055
	3. 県委託金	98,397	200	98,597
18. 寄附金		1,001	2,800	3,801
	1. 寄附金	1,001	2,800	3,801
19. 繰入金		902,652	△38,910	863,742
	1. 基金繰入金	902,652	△38,910	863,742
21. 諸収入		480,870	2,500	483,370
	4. 雑入	464,370	2,500	466,870
補正されなかった科目に係る額		20,931,074	0	20,931,074
歳 入 合 計		35,243,000	167,600	35,410,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		11,768,856	10,345	11,779,201
	1. 総務管理費	11,223,663	10,345	11,234,008
3. 民生費		11,514,156	45,047	11,559,203
	1. 社会福祉費	5,372,832	45,157	5,417,989
	2. 児童福祉費	3,343,619	△110	3,343,509
4. 衛生費		2,936,315	68,072	3,004,387
	1. 保健衛生費	1,136,260	68,072	1,204,332
7. 商工費		117,051	25,280	142,331
	1. 商工費	117,051	25,280	142,331
9. 消防費		877,732	621	878,353

	1. 消防費	877,732	621	878,353
10. 教育費		2,950,563	18,235	2,968,798
	1. 教育総務費	512,411	15,437	527,848
	2. 小学校費	550,666	1,500	552,166
	6. 社会教育費	427,556	1,298	428,854
補正されなかった科目に係る額		5,078,327	0	5,078,327
歳 出 合 計		35,243,000	167,600	35,410,600

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
新庁舎駐車場管理業務	令和8年6月末まで	29,700千円
電話交換システム及び電話機導入経費	令和3年5月末まで	25,300千円
児童ホーム運営業務	令和6年3月末まで	406,575千円

令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ644千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,321,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		590,314	△644	589,670
	1. 一般会計繰入金	590,313	△644	589,669
補正されなかった科目に係る額		6,732,186	0	6,732,186
歳入合計		7,322,500	△644	7,321,856

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 保健事業費		85,260	△644	84,616
	1. 特定健康診査等事業費	71,283	△644	70,639
補正されなかった科目に係る額		7,237,240	0	7,237,240
歳出合計		7,322,500	△644	7,321,856

令和2年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		1,423,219	△44,387	1,378,832
	1. 介護保険料	1,423,219	△44,387	1,378,832
7. 繰入金		1,179,276	44,387	1,223,663
	1. 一般会計繰入金	1,084,911	44,387	1,129,298
補正されなかった科目に係る額		4,545,805	0	4,545,805

歳入合計	7,148,300	0	7,148,300
------	-----------	---	-----------

議第45号

令和2年度大和高田市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和2年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
設備改良費	4,189千円	8,866千円	13,055千円



第3条 予算第4条本文括弧書中、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「25,833千円」を「26,639千円」に、一時借入金「13,166千円」を「12,327千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	481,186千円	8,899千円	490,085千円
第1項 企業債	270,800千円	8,800千円	279,600千円
第5項 寄附金	1千円	99千円	100千円
支出			
第1款 資本的支出	927,854千円	8,866千円	936,720千円
第1項 建設改良費	284,490千円	8,866千円	293,356千円

第4条 予算第6条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西館煙突補強工事整備事業	8,800千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和2年6月12日提出

大和高田市長 堀内大造

令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度大和高田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,656千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,470,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		11,499,928	60,300	11,560,228

	2. 国庫補助金	7, 218, 503	60, 300	7, 278, 803
19. 繰入金		863, 742	△644	863, 098
	1. 基金繰入金	863, 742	△644	863, 098
補正されなかった科目に係る額		23, 046, 930	0	23, 046, 930
歳 入 合 計		35, 410, 600	59, 656	35, 470, 256

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		11, 559, 203	△644	11, 558, 559
	1. 社会福祉費	5, 417, 989	△644	5, 417, 345
4. 衛生費		3, 004, 387	60, 300	3, 064, 687
	1. 保健衛生費	1, 204, 332	60, 300	1, 264, 632
補正されなかった科目に係る額		20, 847, 010	0	20, 847, 010
歳 出 合 計		35, 410, 600	59, 656	35, 470, 256

**告示第103号**

令和2年度軽自動車税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年6月22日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日  
令和2年5月8日
2. この公示送達により変更する納期限  
変更前 令和2年6月1日  
変更後 令和2年7月27日
3. 送達を受けるべき者  
省略（市役所前掲示場掲示済み）

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第104号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年6月24日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 受託者の名称及び所在地  
株式会社文政  
奈良県大和高田市大中16-4 竹村ビル5階
- 2 収納を委託した歳入  
大和高田市文化会館施設使用料  
大和高田市文化会館附属設備使用料  
大和高田市文化会館入場料  
複写機使用料  
大和高田市文化会館友の会年会費
- 3 委託期間  
令和2年7月1日から令和5年6月30日まで

### 告示第106号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月25日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. 職権消除日 令和2年6月25日
2. 職権消除される者 省略（市役所前掲示場掲示済み）

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

### 告示第107号

差押調書、交付要求通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年6月26日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日

省略（市役所前掲示場掲示済み）

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第108号

令和2年度固定資産税・都市計画税第1期を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年6月26日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

省略（市役所前掲示場掲示済み）

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第109号

大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱（令和2年告示第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（以下「中小企業者」という）」を「その他これに準ずると認められる者（以下「中小企業者等」という）」に改める。

第3条中「中小企業者」の次に「等」を加える。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

### 告示第110号

財政状況の公表に関する条例（平成12年条例第44号）第2条の規定に基づき、令和2年3月31日現在の財政状況を次のとおり公表します。

令和2年7月1日

大和高田市長 堀内 大造

1. 令和元年度大和高田市会計別予算額及び執行状況について

一般会計の予算額は284億8,292万9千円で、251億8,010万7千円（88.4%）を収入し、257億171万（90.2%）を支出しました。

また、特別会計の予算額は159億6,195万5千円で、140億4,627万9千円（88.0%）を収入し、137億1,527万（85.9%）を支出しました。

なお、出納整理期間（4月1日から5月31日まで）の収入済額と支出済額は反映されていないため、最終的な決算額とは異なります。

別紙省略（市役所前掲示場掲示済み）

公 告

公告第29号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	土庫小学校屋上防水改修工事
2 工事場所	大和高田市 土庫3丁目 地内（土庫小学校）
3 工事期間	契約締結日から令和2年9月30日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項における防水工事業の建設業許可を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 建設業許可証明書等の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に</p>

	<p>限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年6月3日（水）から令和2年6月9日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 郵送の場合、令和2年6月8日（月）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年6月22日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年6月23日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年6月25日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停</p>

	止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年6月26日（金）午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 最低制限比較価格	¥8,990,000-（消費税等抜き）
1 7 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 8 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第30号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	磐園小学校2階普通教室改修工事
2 工事場所	大和高田市 大字有井 地内（磐園小学校）
3 工事期間	契約締結日から令和2年9月4日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 令和2年度大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこ

	<p>と。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間          令和2年6月3日（水）から令和2年6月9日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。          郵送の場合、令和2年6月8日（月）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間          午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所          大和高田市大中100番地1          大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日          提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知          参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知          参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限          令和2年6月15日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先          大和高田市役所 環境建設部契約監理室          FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限          令和2年6月16日（火）午後5時まで</p>



	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和2年6月18日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年6月19日（金）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥2,430,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

### 公告第31号

#### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条

の規定に基づき公告します。

令和2年6月2日

大和高田市長 堀内 大造

1	工事名	浮孔小学校非常放送設備改修工事
2	工事場所	大和高田市 中三倉堂2丁目 地内（浮孔小学校）
3	工事期間	契約締結日から令和2年10月16日（金）まで
4	工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 甲種消防設備士第4類の有資格者を配置できる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6	競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間                  令和2年6月3日（水）から令和2年6月9日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。                  郵送の場合、令和2年6月8日（月）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間                  午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	<p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年6月15日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年6月16日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年6月18日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年6月19日（金）午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>

13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
15 事後審査	落札候補者の優先順位により5の(3)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室
16 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
17 契約保証金	免除します。
18 最低制限比較価格	¥2,200,000-（消費税等抜き）
19 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第32号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田都市公園施設長寿命化計画更新業務委託
2 履行場所	大和高田市 全域
3 履行期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（「都市計画及び地方計画」部門又は「造園」部門）に登録している者であること。 (2) 平成22年4月1日以降に「公園施設長寿命化計画」策定業務（更新の計画を含む。）において管理技術者又は担当技術者として従事した技術者を配置できる者であること。 (3) 次のいずれかの資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること。 ア 技術士（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画） イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画） ウ RCCM（都市計画及び地方計画） エ RCCM（造園）

	<p>(4) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 5の(2)に掲げる配置予定者の平成22年4月1日以降における同種業務の実績を証明できるもの（テクリス技術者情報の印刷等）</li> <li>③ 5の(3)に掲げる管理技術者として配置予定者の資格者証の写し</li> <li>④ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間          令和2年6月4日（木）から令和2年6月12日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。          郵送の場合、令和2年6月11日（木）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間          午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所          大和高田市大中100番地1          大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日          提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知          参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年6月24日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年6月25日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年6月29日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年6月30日（火）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>

16 最低制限比較価格	¥8,860,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

### 公告第33号

大和高田市立病院物品管理業務委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和2年6月3日

大和高田市長 堀内 大造

#### 1 業務概要

- (1) 業務名 大和高田市立病院物品管理業務
- (2) 業務内容 別紙1 大和高田市立病院物品管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和5年11月28日（前月分支払予定日）まで  
※契約締結日から令和2年10月31日までの期間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用負担については受託者の負担とする。
- (4) 履行期間 令和2年11月1日から令和5年10月31日まで  
（36か月間）
- (5) 履行場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院
- (6) 委託経費の提案見積上限額（消費税及び地方消費税を含まない。以下同じ。）  
83,570,400円（36か月分）  
※初年度（令和2年11月1日から令和3年3月31日まで）  
11,607,000円（5か月）

#### 2 受託者選定方法

- (1) 方式 公募型プロポーザル方式
- (2) 選定方法 ヒアリング審査（評価項目ごとに得点化）  
※詳細については、「大和高田市立病院 物品管理業務委託事業者 公募型プロポーザル 実施要領」（以下「実施要領」という。）による。

#### 3 参加資格

実施要領による。

#### 4 本プロポーザルの応募に必要な実施要領等の必要書類

実施要領及び仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、同ホームページのトップページ「新着情報」から必要書類をダウンロードし、取得すること。（ホームページアドレス <http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）

- (1) 掲載期間 公告日から令和2年6月30日（火）まで
- (2) 問合せ先 「6 提出先・問い合わせ先」参照

#### 5 参加申込及び企画提案に関する提出書類の受付

- (1) 受付期間 令和2年6月29日（月）から令和2年6月30日（火）まで
- (2) 受付時間 9時～17時（但し、12時～13時は除く。）

(3) 提出方法 実施要領による。

**6 提出先・問い合わせ先**

〒635-8501 奈良県大和高田市磯野北町1番1号  
 大和高田市立病院 事務局管理課  
 TEL：0745-53-2901  
 FAX：0745-23-9282  
 メールアドレス：kanri@ym-hp.yamatotakada.nara.jp

**公告第34号**

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市総合公園管理事務所棟等解体工事設計業務委託
2 履行場所	大和高田市 出 地内（大和高田市総合公園）
3 履行期間	契約締結日から令和2年9月30日（水）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築設計業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注業務が履行中（落札した時点から完了検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注業務における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p>



	<p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間          令和2年6月4日（木）から令和2年6月10日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。          郵送の場合、令和2年6月9日（火）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間          午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所          大和高田市大中100番地1          大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日          提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知          参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知          参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限          令和2年6月15日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先          大和高田市役所 環境建設部契約監理室          FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限          令和2年6月16日（火）午後5時まで          回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限          令和2年6月18日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先          〒635-8799          大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留          大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p>

	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年6月19日（金）午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥1,280,000－（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第35号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	特殊建築物定期調査業務（市内8小学校、3中学校、公立2認定こども園及び6保育所）及び建築設備定期検査業務（市内公立2認定こども園及び6保育所）
2 業務場所	大和高田市 旭北町 他18件 地内
3 業務期間	契約締結の日から令和2年12月25日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て

	<p>満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建物管理等業務競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>ア) 「一級建築士」又は「二級建築士」の資格を有する者</p> <p>イ) 「特定建築物調査員資格者証」及び「建築設備検査員資格者証」の交付を受けている者</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（3）に定める有資格者であることを証する写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年6月5日（金）から令和2年6月16日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 令和2年6月23日（火）</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 教育総務課</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年6月26日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年6月29日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年7月1日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年7月2日（木）午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p>

	<p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥1,430,000-（消費税等抜き）
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第36号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	中間サーバコネクタ構築に伴う機器リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市役所内（大和高田市大字大中100番地1）
3 契約期間	<p>納入期限：令和2年8月31日</p> <p>リース期間：令和2年10月1日から令和7年9月30日まで</p>
4 業務内容等	<p>入札説明書（仕様書）のとおり</p> <p>※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。</p>
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務提供（電算業務）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年6月9日（火）から令和2年6月19日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和2年6月26日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年6月29日（月）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年7月1日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p>

	<p>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p> <p>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和2年7月2日（木）午前10時30分から</p> <p>(2) 場所</p> <p>大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第37号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	WSUS等サーバ構築に伴う機器リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市役所内（大和高田市大字大中100番地1）
3 契約期間	<p>納入期限：令和2年8月31日</p> <p>リース期間：令和2年10月1日から令和7年9月30日まで</p>
4 業務内容等	<p>入札説明書（仕様書）のとおりに</p> <p>※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。</p>

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務提供（電算業務）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年6月9日（火）から令和2年6月19日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書</p>



	を送付します。
8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和2年6月26日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年6月29日（月）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年7月1日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年7月2日（木）午前10時45分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。

(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。  
 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第38号**

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売しますので、同法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和2年6月10日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の表示	公売公告付表のとおり		
2	公売の方法	入 札		
3	公売日時	令和2年6月24日 午前10時00分から		
	公売保証金納付期限	令和2年6月24日 午前10時00分から午前10時30分まで		
	入札	令和2年6月24日 午前10時40分から午前11時00分まで		
	開札	令和2年6月24日 午前11時00分		
4	公売場所	大和高田市役所 4階会議室		
5	公売保証金及び見積価額	公売公告付表のとおり		
6	売却決定の日時及び場所	日時	令和2年7月1日 午前10時00分	場所 大和高田市 収納対策室
7	買受代金納付期限	日時	令和2年7月1日 午前11時30分	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。)
8	買受人についての資格その他の要件	別紙	<b>公売中止</b>	
9	その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>午前10時までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。</li> <li>公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売保証金を納付いただく必要があります</li> <li>次順位買受制度の適用があります。</li> <li>公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。</li> <li>大和高田市は、改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>その他については、別紙「公売における注意事項」をご覧ください。</li> <li>公売物件の地図・写真等については、大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ (<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html</a>) でもご覧いただけます。</li> </ol>		

配当を受ける者の権利の申出について  
 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。  
 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。

※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください

い。

大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線252)

公売公告付表

売却区分 番号	大和高田市-2-1-1	見積価額	71,080,000 円
		公売保証金	7,108,000 円

公売財産の表示	(土地の表示)		
	所在	奈良県大和高田市田井新町	
	地番	319番1	
	地目	宅地	
	地積	1007.00㎡	
	所在	奈良県大和高田市田井新町	
	地番	320番1	
	地目	宅地	
	地積	431.00㎡	
	所在	奈良県大和高田市田井新町	
地番	321番1		
地目	宅地		
地積	569.56㎡		
所在	奈良県大和高田市田井新町		
地番	241.95m		
地目			
地積			
(建物の表示)			
所在	奈良県大和高田市田井新町 321番地1、321番地3、320番地1、319番地1		
家屋番号	321番1		
種類	事務所		
構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
床面積	30.87㎡		
新築	昭和48年3月8日		
(附属建物の表示)			
符号1	種類	工場	
	構造	軽量鉄骨造スレート葺平家建	
	床面積	305.51㎡	
	新築	昭和40年8月15日	
符号2	種類	工場	
	構造	軽量鉄骨造スレート葺平家建	
	床面積	291.01㎡	
	新築	昭和48年3月8日	
符号3	種類	変電室	
	構造	軽量鉄骨造スレート葺平家建	

公売中止

	<p>床面積 21.05㎡ 新築 昭和40年8月15日</p> <p>符号4 種類 倉庫 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 103.04㎡ 新築 昭和48年3月8日</p> <p>符号5 種類 倉庫 構造 軽量鉄骨コンクリートブロック造スレート葺平家建 床面積 12.42㎡ 新築 昭和40年8月15日</p> <p>符号6 種類 ボイラー室 構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建 床面積 50.87㎡ 新築 昭和40年8月15日</p> <p>符号7 種類 ボイラー室 構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建 床面積 37.47㎡ 新築 昭和48年3月8日</p> <p>符号8 種類 共同住宅 構造 木造 床面積 10.00㎡ 新築 昭和40年8月15日</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; color: red; font-weight: bold;">公売中止</p> <p>以上登記簿による表示</p>
<p>公売財産の概要 (地域概要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄南大阪線 高田市駅から南東へ約0.68km、JR和歌山線 高田駅から南へ約1.15kmの宅地。</li> <li>・対象物件の家屋は土地4筆にまたがっている。</li> <li>・西側に県道(大和高田御所線、幅員6.0m)と接しており、2箇所の間口(北:5.4m幅、南:4.9m幅)がある。また、南側は市道(高329号線、幅員:5.65m)と接しており、8.0m幅の間口が1箇所ある。北側は水路と接しており、北東側は民家、南東側はマンションと接している。</li> </ul>
<p>公売財産の概要 (行政的条件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域 市街化区域 第一種住居地域</li> <li>・建ぺい率(指定) 60%(但し、角地であるため70%)</li> <li>・容積率(指定) 200%</li> <li>・高さの制限 15m</li> <li>・建築基準法第22条指定区域</li> </ul>
<p>公売財産の概要 (使用状況等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者は既に亡くなっており、相続人4名が相続している。</li> <li>・当該物件において、有限会社ランドリー樫根および特定非営利活動法人 大和高田就労・生活支援センター青碧が事業を営んでいる。</li> <li>・クリーニング業を営んでいるため、六価クロムを含んだ薬品を使用しており、また、前事業で染物業を営んでいた時に、現在は使用が禁止されている発がん性のある染料が使用されていたとの事であるが土壌汚染の調査はしていない。</li> <li>・各建物について、いずれも経年相応の損傷が認められ、特に符号1の工場の屋根はかなり損傷しており雨漏りレベルを超えている。また、符号8の共同住宅は損傷が著しく、朽廃している。</li> <li>・符号6のボイラー室内は、古い建物を解体し新たに国の助成を受けてボイラ</li> </ul>

	<p>一を設置しているため、容易に撤去できないとの事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重油タンク（未登記、内部は未洗浄）が北東側の民家の敷地にはみ出している。</li> <li>・321番3の土地の東側に、過去に乾燥用として使用していた、目高直径1.0m、高さ約15mの煙突が残っている。</li> <li>・その煙突の西側に、従業員の乗用車が駐車されている。</li> <li>・敷地内には、建物図面に記載のない設備（排水処理設備）や事業用の残置物が多い。</li> <li>・敷地内には、下記記載の事業用途外（目的外）の建物があり、敷地利用している。</li> </ul> <p>所在 奈良県大和高田市田井新町 321番地1                  家屋番号 321番1の2                  種類 居宅                  構造 鉄骨造陸屋根2階建                  床面積 1階 87.25 平方メートル                  2階 47.37 平方メートル</p>
<p>その他 公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・大和高田市は、改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・公売財産内の動産類の撤去、カギの受渡し等は、所有者と協議してください。</li> <li>・現在、敷地利用している個人および事業者との協議は、当事者間で行ってください。</li> </ul>

(別紙)

# 公売中止

<p>入札の方法</p>	<p>所定... 代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。</p>
<p>開札の方法</p>	<p>入札書は、入札者の立会で開札します。</p>
<p>公売保証金の納付</p>	<p>公売保証金は、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。</p>
<p>最高価申込者の決定</p>	<p>見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。</p>
<p>次順位買受申込者の決定</p>	<p>国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者とします。</p>
<p>追加入札とくじ</p>	<p>最高の同価額入札者2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。</p>
<p>追加入札と棄権</p>	<p>追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合、または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。</p>
<p>再度入札</p>	<p>入札の日時に入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。</p>
<p>入札書についての制限</p>	<p>一旦提出した入札書は、引換え、変更または取消しをすることができません。</p>
<p>買受人の制限</p>	<p>公売保証金の納付がない場合、その他公売公告の事項に違反した場合、または国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者、大和高田市暴力団排除条例第2条第1号に規定</p>

	する暴力団及び第2条第2号に規定する暴力団員は、公売財産を買い受けることができません。
権利移転の時期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。
危険負担移転の時期	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
権利移転に伴う費用の負担	権利移転登記についての登録免許税その他の費用は、買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。また、後日、不動産取得税（県税）、毎年の固定資産税（市町税）が課税されます。
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
公売保証金の没収	買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る滞納税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売
権利移転の手続	権利移 所有権移 <b>公売中止</b> います。指定した日までにい。
権利移転のための必要書類等	買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。（開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。） 1 売却決定通知書 2 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書 3 登録免許税相当の収入印紙または領収証書 4 固定資産評価証明書または同通知書 5 郵送料（500円程度）
公売保証金の返還について	最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。ただし、営業者については、その領収証書に収入印紙（200円）の貼付、消印が必要です（※保証金が5万円未満の場合は不要）。

（ご注意）

- ・入札箱に入札書をいれる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあった場合は、新しい入札書に書き直して入札箱に入れてください。
- ・同一人が2以上の入札書をいれることはできません。
- ・公売当日は印鑑（認印可）をご持参ください。※代理人が入札する場合は代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印

公告第39号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	松塚地内測量業務委託
2 履行場所	大和高田市 松塚 地内
3 履行期間	契約締結日から令和2年8月14日（金）まで

4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年6月16日（火）から令和2年6月22日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、

<p>についての質疑応答</p>	<p>次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年6月29日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年6月30日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年7月2日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>12 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年7月3日（金）午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>13 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
<p>14 落札者の決定</p>	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
<p>15 契約保証金</p>	<p>免除します。</p>
<p>16 最低制限比較価格</p>	<p>¥1,890,000-（消費税等抜き）</p>
<p>17 その他</p>	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない</p>



ときは、開札を中止します。  
 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第40号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	大和高田市立病院バス停改修工事
2 工事場所	大和高田市 磯野北町 地内（大和高田市立病院）
3 工事期間	契約締結日から令和2年9月4日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 令和2年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p>

	<p>(4) 受付期間 令和2年6月16日（火）から令和2年6月22日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年6月16日（火）から令和2年6月24日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年6月29日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年6月30日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年7月2日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便</p>

	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年7月3日（金）午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとし、
1 7 最低制限比較価格	¥1, 100, 000－（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとし、
1 9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第41号**

大和高田市都市計画公聴会規則第2条により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、都市計画区域の変更原案に係る公聴会を開催しますので、次のとおり公告します。

令和2年6月16日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 公聴会の開催の日時  
 令和2年7月12日（日）午後2時から
- 2 公聴会開催の場所  
 市民交流センター（コスモスプラザ）4階多目的室
- 3 作成しようとする都市計画の原案の概要  
 種類： 都市計画区域の変更  
 名称： 今里ごみ焼却場及びごみ処理施設  
 位置： 大和高田市今里川合方

4 都市計画の原案に関する閲覧

原案の概要に関する図書は、大和高田市役所環境建設部都市計画課において、令和2年6月17日（水）から令和2年6月30日（火）まで一般の閲覧に供します。

5 公述申出書の提出方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（市民その他の利害関係者に限る。）は、公述申出書（様式は問わない。）に都市計画の案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、令和2年7月2日（木）までに、大和高田市役所環境建設部都市計画課に必着するよう提出してください。

6 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから大和高田市長が選定し、その旨を通知した者とします。

7 公聴会に関する問い合わせ

提出先に関する問い合わせ

大和高田市環境建設部都市計画課 連絡先 0745-22-1101

都市計画区域の変更原案の内容に関する問い合わせ

大和高田市環境建設部企画整備課 連絡先 0745-52-1600

公告第42号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月23日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市立総合体育館建替検討業務委託
2 履行場所	大和高田市立総合体育館
3 履行期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（「都市計画及び地方計画」部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の規定に基づく技術士（「建設部門：都市及び地方計画」又は「総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画」）及び建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること。</p> <p>(3) 技術士法第2条第1項の規定に基づく技術士（「建設部門：都市及び地方計画」又は「総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画」）又は建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有する者を照査技術者として配置できる者であること。（※なお、照査技術者は他の技術者を兼ねることができないものとする。）</p> <p>(4) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開</p>

	<p>始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 5の(2)に掲げる管理技術者として配置予定者の資格者証の写し</li> <li>③ 5の(3)に掲げる照査技術者として配置予定者の資格者証の写し</li> <li>④ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年6月24日（水）から令和2年7月2日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年7月13日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年7月14日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年7月16日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年7月17日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥5,310,000-（消費税等抜き）</p>
17 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第43号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和2年度大和高田市職員採用試験（医療職）の実施について、次のとおり公告する。

令和2年7月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
看護師	19名	(1) 昭和51年4月2日以降に生まれた者で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者 (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な者
助産師	1名	(1) 昭和51年4月2日以降に生まれた者で、「保健師助産師看護師法」による助産師免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者 (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な者
薬剤師	3名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、「薬剤師法」による薬剤師免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
臨床工学技士	1名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、「臨床工学技士法」による臨床工学技士免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
作業療法士	1名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、「作業療法士法」による作業療法士免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
理学療法士	1名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、「理学療法士法」による理学療法士免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
言語聴覚士	1名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、「言語聴覚士法」による言語聴覚士免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
臨床検査技師	2名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、「診療放射線技師法」による診療放射線技師免許を有するもの又は令和3年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者

(1) 全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 大和高田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されているもの

2 試験の日時、場所、試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	令和2年8月22日（土）午前9時から（受付は午前8時30分から）
場所	大和高田市立看護専門学校（大和高田市礪野北町1番1号）
試験の種類	小論文（60分） 口述試験（面接）
合格発表	試験実施後3週間程度（可否にかかわらず本人に通知します。）

※応募状況等により、第2次試験を実施する場合があります。

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間：令和2年8月3日（月）から令和2年8月14日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課

所在地：奈良県大和高田市礪野北町1番1号

(注) 郵送での受付はいたしません。必ず持参して下さい（代理可）。

(3) 提出書類（◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者）

提出書類 職種	履歴書 (市販A4判)	写真 2枚	最終学校 卒業(見込み) 証明書	最終学校 成績 証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
看護師 助産師 薬剤師 臨床工学技士 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士 臨床検査技師	◎	◎	△	△	○	◎

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒（定形封筒：23.5cm×12.0cm）1通に84円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

① 採用予定者 令和3年4月1日付けで採用します。

② 採用候補者 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に欠員等が生じ、補充することが必要である場合に限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。

(3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が令和3年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者・採用候補者）から抹消します。

5 給与等について

初任給	看護師	・月額220,700円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額215,200円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）
-----	-----	--



初任給	助産師	・月額226,300円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額220,700円（短大（3年）相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	薬剤師	・月額213,500円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額200,900円（大学（4年）卒業程度で採用前に職歴がない場合）
初任給	臨床工学技士	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大（3年）相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	作業療法士	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大（3年）相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	理学療法士	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大（3年）相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	言語聴覚士	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大（3年）相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	臨床検査技師	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大（3年）相当卒業で採用前に職歴がない場合）

- (1) 給料月額は、令和2年4月1日現在の給料表に基づいています。
- (2) 初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等を講じています。

6 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、補正を求めるとお返しすることがあります。これによる提出期限の延長は行いませんので、十分に余裕をもって申込みしてください。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
- (4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。（ホームページアドレス <http://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）
- (5) 試験についての問合せ先

大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」（TEL 0745-53-2901）

**教育委員会**

**教育委員会規則第7号**

大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月25日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市立学校の管理運営に関する規則（平成13年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、委員会は、教育上必要があると認めるときは、同項第1号から第5号までに規定する休業日を変更することができる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和2年度における学期の特例）

- 2 令和2年度にあつては、第2条（第47条及び第50条により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月19日まで

第2学期 8月20日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 教育委員会告示第13号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和2年3月27日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時  
令和2年3月27日（金）午前10時30分
- 2 場所  
市役所別棟2階 教育長室
- 3 議案  
第1号 市職員人事について  
第2号 その他

### 教育委員会告示第14号

大和高田市教育委員会4月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和2年4月2日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時  
令和2年4月6日（月）午後2時00分
- 2 場所  
市役所別棟2階 教育長室
- 3 議案  
第1号 人事について  
第2号 新型コロナウイルス感染症拡大予防措置について  
第3号 その他

### 教育委員会告示第15号

大和高田市教育委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

令和2年4月7日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時  
令和2年4月14日（火）午後1時30分
- 2 場所  
市役所4階 委員会室
- 3 議案  
第1号 新型コロナウイルス感染症拡大予防措置について

## 第2号 その他

**教育委員会告示第16号**

大和高田市教育委員会4月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和2年4月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時  
令和2年4月27日(月) 午前11時00分
- 2 場所  
市役所4階 委員会室
- 3 議案  
第1号 臨時休業期間の延長について

**教育委員会告示第17号**

大和高田市教育委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

令和2年5月15日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時  
令和2年5月22日(金) 午後1時30分
- 2 場所  
市役所4階 委員会室
- 3 議案  
第1号 令和2年度(2020年度)大和高田市青少年補導会 感謝状授与について  
第2号 令和2年度大和高田市スカウト運動育成協会 感謝状授与について  
第3号 後援願いについて(変更届)  
第4号 その他  
・新型コロナウイルス感染症拡大予防措置  
・教育ICT環境整備進捗状況 等

**教育委員会告示第17号の2**

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月1日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市就学援助費事務取扱要綱(平成14年教育委員会告示第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「かかわらず」の次に「、援助の申請の期限について」を加え、「ときは、この限りでない」を「ときその他の教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

**教育委員会告示第18号**

大和高田市教育委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

令和2年6月16日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時  
令和2年6月25日（木）午後1時30分
- 2 場所  
市役所4階 委員会室
- 3 議案
  - 第1号 大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示について（専決の報告）
  - 第2号 大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
  - 第3号 後援願いについて
  - 第4号 その他
    - ・新型コロナウイルス感染症拡大予防措置
    - ・教育ICT環境整備進捗状況

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第12号**

令和2年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和2年6月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数	18,699	人
6分の1の数	9,350	人
50分の1の数	1,122	人

**選挙管理委員会告示第13号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年6月24日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

- 1 日時  
令和2年7月1日（水） 午後4時00分
- 2 場所  
大和高田市大字池田418番地1  
大和高田市総合福祉会館（ゆうゆうセンター）2階 会議室
- 3 議案
  - 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
  - 第2号 在外選挙人名簿の登録について
  - 第3号 その他

**農業委員会**

**農業委員会告示第7号**

令和2年第7回大和高田市農業委員会の会議を次のとおり招集する。

令和2年6月29日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

1 日時

令和2年7月10日（金曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所 4階 合同委員会室

3 議案

第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第4号 その他

**公営企業**

**上下水道事業告示第6号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和2年6月8日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名

株式会社 水野設備

2 代表者名

水野 博巳

3 所在地

宇陀市榛原笠間2182番地

**上下水道事業告示第7号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和2年6月8日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名

山田水道設備

2 代表者名

下山 勝幸

3 所在地

奈良県磯城郡田原本町阪手630-8西和ビル204

**上下水道事業公告第6号**

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月2日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高5枝栄町地内管渠工事(4)・給配水管移設工事(G04)・配水管布設替工事(S04)
2 工事場所	大和高田市 栄町 地内

3 工事期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 令和2年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者）を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和2年6月3日（水）から令和2年6月9日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p>

	<p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年6月3日（水）から令和2年6月12日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年6月26日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和2年6月29日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年7月1日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年7月2日（木）午前9時20分</p> <p>(2) 場所</p>

	大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 下水道課から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限比較価格	¥57,080,000-（消費税等抜き）
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第7号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月2日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高5枝東中2丁目地内管渠工事(2)・給配水管移設工事(G02)・配水管布設替工事(S05)
2 工事場所	大和高田市 東中2丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 令和2年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者（契約締結時



	<p>点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者）を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和2年6月3日（水）から令和2年6月9日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間</p>

	<p>令和2年6月3日（水）から令和2年6月12日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年6月26日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和2年6月29日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年7月1日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年7月2日（木）午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p>

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 下水道課から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者としします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限比較価格	¥57,050,000- (消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第8号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月2日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	敷枝築山地内管渠工事(13)・給配水管移設工事(G13)
2 工事場所	大和高田市 築山 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年12月28日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 令和2年度大和高田市格付け等級がC級のものであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当す

	<p>る者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和2年6月3日（水）から令和2年6月9日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年6月3日（水）から令和2年6月12日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書（仕様書）	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、</p>

についての質疑応答	次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） （1）受付期限 令和2年6月22日（月）午後5時まで （2）送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295 （3）回答期限 令和2年6月23日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （1）期限 令和2年6月25日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 （2）郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 （3）郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 令和2年6月26日（金）午前9時20分 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥16,920,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--------	--

上下水道事業公告第9号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年6月2日

（上下水道事業管理者）  
大和高田市長 堀内 大造

1	工事名	築枝築山地内管渠工事(51)
2	工事場所	大和高田市 築山 地内
3	工事期間	契約締結日から令和2年11月30日（月）まで
4	工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5	入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 令和2年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6	競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と

	<p>同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和2年6月3日（水）から令和2年6月9日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(2) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年6月3日（水）から令和2年6月12日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年6月22日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和2年6月23日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年6月25日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局</p>

	<p>留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年6月26日（金）午前9時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限比較価格	<p>¥14,750,000-（消費税等抜き）</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

上下水道事業公告第10号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年7月1日

（上下水道事業管理者）

大和高田市 堀内 大造

1 工事名	敷枝大谷地内管渠工事（7）・給配水管移設工事（G07）
2 工事場所	大和高田市 大谷 地内



3 工事期間	契約締結日から令和3年1月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 令和2年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 契約金額の合計額が3,500万円以上となる場合、土木工事に関する主任技術者又は監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和2年7月2日（木）から令和2年7月8日（水）まで ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 3階 大和高田市上下水道部下水道課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。

	<p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。 ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 令和2年7月2日(木)から令和2年7月10日(金)まで ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 3階 大和高田市上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年7月21日(火)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和2年7月22日(水)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年7月28日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p>

	<p>(1) 日時 令和2年7月29日（水）午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5（4）に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 上下水道部下水道課から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 3階 大和高田市上下水道部下水道課</p>
17 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>
18 契約保証金	<p>免除します。</p>
19 最低制限比較価格	<p>¥30,120,000-（消費税等抜き）</p>
20 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
21 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
22 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

上下水道事業公告第11号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年7月1日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高6枝南陽町・曾大根2丁目地内管渠工事(9)・給配水管移設工事(G09)
2 工事場所	大和高田市 南陽町・曾大根2丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年1月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p>

	<p>(2) 令和2年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和2年7月2日（木）から令和2年7月8日（水）まで ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 3階 大和高田市上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。 ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。</p>

<p>の閲覧</p>	<p>(1) 閲覧の期間 令和2年7月2日（木）から令和2年7月10日（金）まで ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 3階 大和高田市上下水道部下水道課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年7月21日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和2年7月22日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年7月28日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年7月29日（水）午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>14 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び</p>

	虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥27,630,000－（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第12号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年7月1日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高6枝中三倉堂2丁目地内管渠工事（14）・給配水管移設工事（G14）
2 工事場所	大和高田市 中三倉堂2丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年1月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 令和2年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他

6 競争入札参加資格確認の申請	<p>の入札案件において落札者となった者でないこと。</p> <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和2年7月2日（木）から令和2年7月8日（水）まで ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(3) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年7月2日（木）から令和2年7月10日（金）まで ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限</p>

	<p>令和2年7月21日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和2年7月22日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年7月28日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年7月29日（水）午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥16,050,000-（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>



(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

○令和2年6月10日付け大和高田市公報第377号（正誤）

頁	行	誤	正
66	36	様式第1号（第3条関係）	様式第2号（第3条関係）